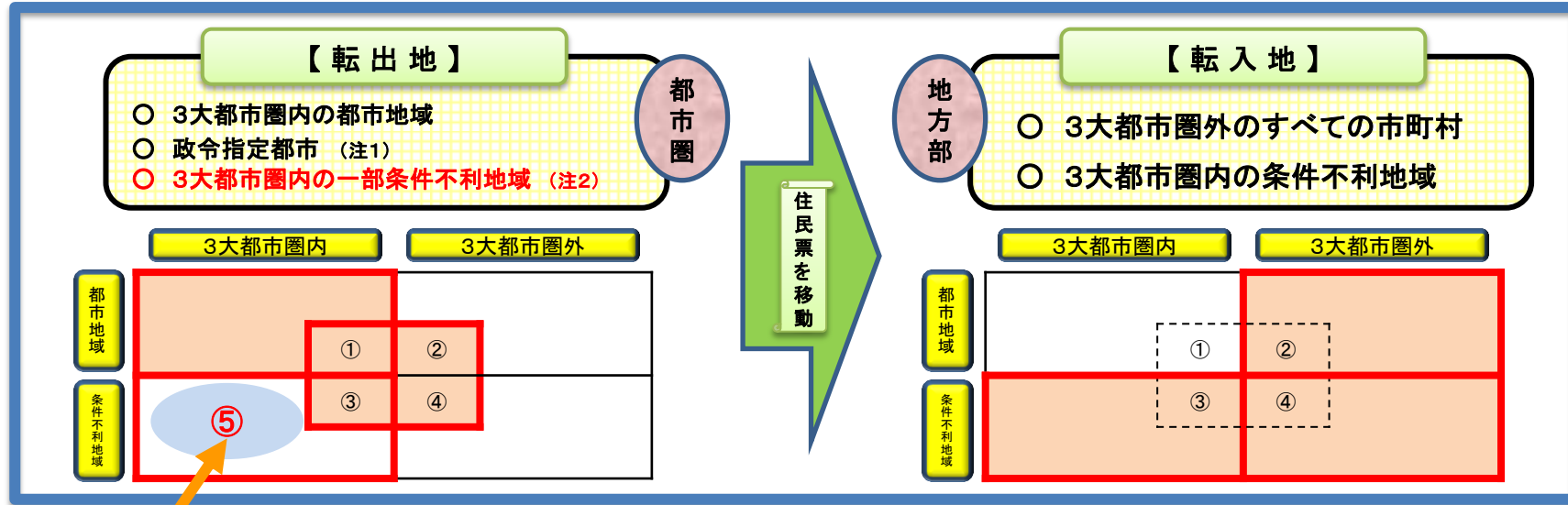


# 地域おこし協力隊員の地域要件について

- 【原則Ⅰ】 転出地：3大都市圏内の都市地域若しくは**一部条件不利地域**(注2)又は政令指定都市(注1)  
 転入地：3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域  
 趣旨：3大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図る

※赤字箇所がH26特別交付税の算定から適用される地域要件是正に係る変更点(平成26年12月3日付け事務連絡)



図中、点線圏内は政令指定都市を指す  
 ①さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市  
 ②札幌市、熊本市  
 ③京都市、相模原市  
 ④仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

※注1 隊員の転出地が、条件不利地域指定を受けている政令指定都市(③・④)であった場合は従前の取扱いと同様。

※注2

【新規】3大都市圏内の一部条件不利地域「条件不利区域」以外の区域を転出地とする隊員は、26年度から新たに特別交付税措置の対象

隊員の転出地が、3大都市圏内の一部条件不利地域(⑤)のうち条件不利区域以外の区域であった場合



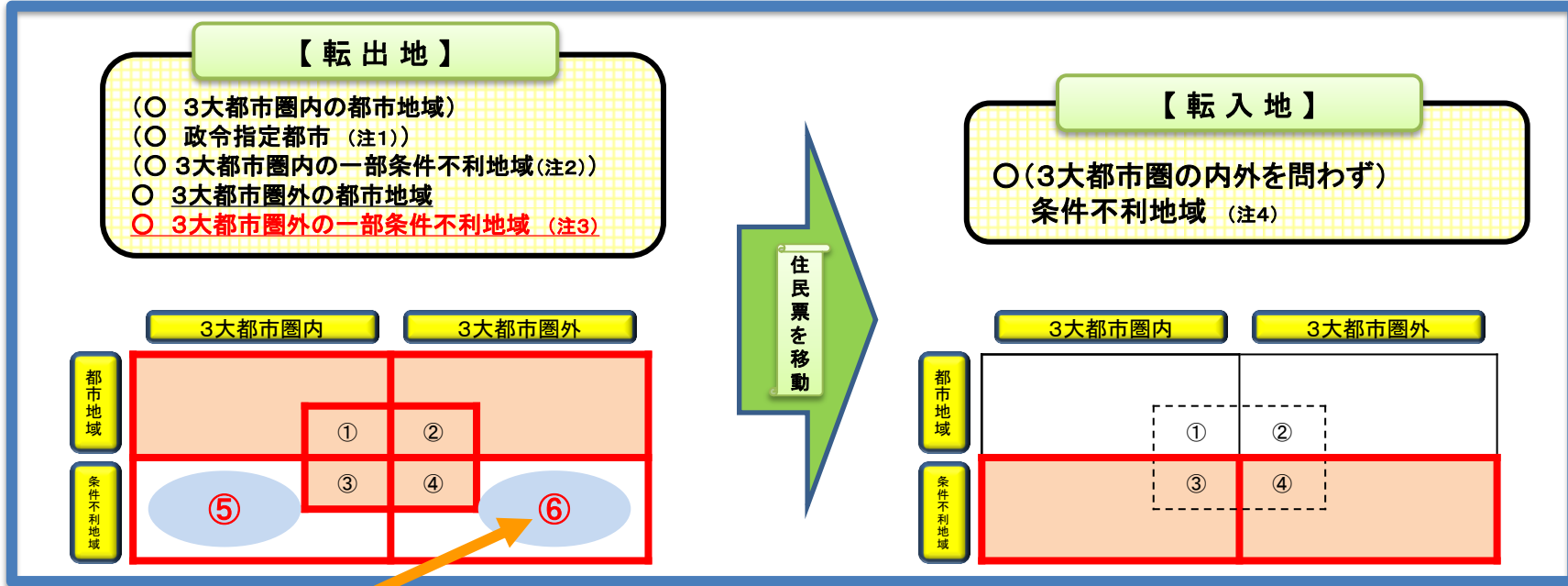
新たに特別交付税措置の対象

◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。  
 ①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法  
 ◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村(一部過疎を除く)、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。  
 ◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。  
 ◆都道府県分については、原則Ⅰ及び原則Ⅱ、原則Ⅲを準用して各隊員の住民票の異動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

# 地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅱ】 転出地：【原則Ⅰ】のほか、3大都市圏外の都市地域及び一部条件不利地域（注3）  
 転入地：（3大都市圏の内外を問わず）条件不利地域  
 趣旨：より条件が不利である地方部の取組を支援する

※赤字箇所がH26特別交付税の算定から適用される地域要件是正に係る変更点（平成26年12月3日付け事務連絡）



※注3

【新規】3大都市圏外の一部条件不利地域「条件不利区域」以外の区域を転出地とする隊員は、26年度から新たに特別交付税措置の対象

隊員の転出地が、3大都市圏外の一部条件不利地域(⑥)のうち条件不利区域以外の区域であった場合

新たに特別交付税措置の対象

※注4

隊員の転出地が、原則Ⅱのうち3大都市圏外の都市地域又は3大都市圏外の一部条件不利地域(⑥)のうち条件不利区域以外の区域であった場合

特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転入地が、条件不利区域内であった場合に限るものとする

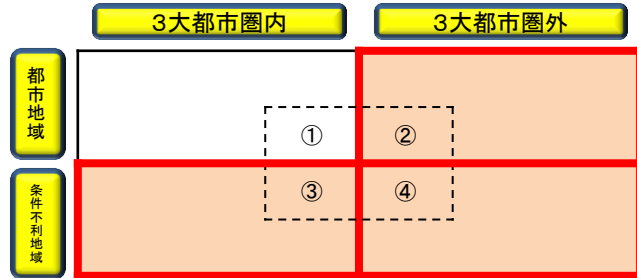
※注1、注2  
 【原則Ⅰ】に同じ

# 地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅲ】 隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合も特別交付税措置の対象(注5)

## 【転出地】

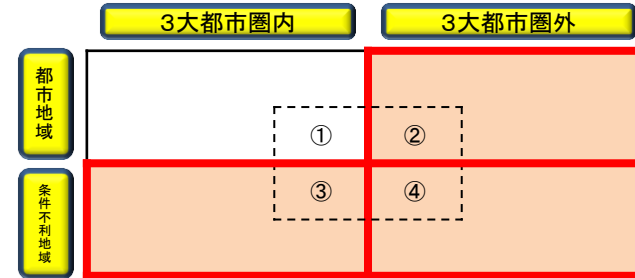
- 一定期間(2年以上)の隊員経験者、かつ、解嘱から1年以内の者(注6)



住民票を移動

## 【転入地】

- 3大都市圏外のすべての市町村
- 3大都市圏内の条件不利地域



◆ 原則Ⅰ及び原則Ⅱと同様、同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、対象外

### ※注5

隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合

「総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年3月31日付け総行応第38号)に基づき、「地域おこし協力隊」事業に取り組む場合に限るものとする

### ※注6

これまでに隊員として、2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内であった場合

特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間(2年以上)地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることを確認できた場合に限るものとする